

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年4月5日(火)午後1時30分から3時45分

2. 開催場所 辰野消防署3階会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	11番	小澤	高佳
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員(1人)

5番 野澤 宏

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)3月許可決定の5条1件については長野県農業会議から2月15日付で

許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(3)農地法第18条第6項の規定による通知書について

(4)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長代理 役場産業振興課補佐 守屋秀彦

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

会議に先立ち黙祷
(開会)

< 武井会長 >

どうも皆さんご苦勞様でございます。23年度が始まる初日の総会ということで皆様方には23年度もご協力をいただきまして皆様方の農業委員会が大過なく一年間を過ごせますようご協力をお願いしたいと思います。そんな中で東日本の震災、これはそれこそ私共が想像がつかない災害だと思っておるわけでございます。地震というのは日本では常に・・・常というよりも度々あるわけでございますけれども、原発の事故というのは初めてのことで、世界的にも希な事故になってくるんじゃないかとこんな風に思っておるわけでございます。これにつきましてはいろいろな面の話があるわけでございますけれども、人災という風な向きの方が大きいんじゃないかとこんな風に思っているわけでございます。その人災というのが何かといいますと今の国の方針というのが常に想定外、想定外という様な言葉を使ってその場のことを後送りにしておるという風なことでございまして、日本には17箇所の原発があるわけでございます。それが常に想定外だといわれて政府が後送りになってきますと、これは人類が生活するのに今まで放射能の基準を決めておいたことが常に少しずつ放射能の量が多くなっていくという風なことでございます。そんな国の初動操作というのがごてごてにまわって現在まできておる訳でございます。ご存知のように放射能というのは風に乗っても飛んで歩きます。そして風がなければその近辺へ落ちてくるという風なことでございまして、一番私共が気にしておる農地に対する汚染度というのはこれから高くなっていくんじゃないかとこんな風に思うわけでございます。そういう風な状態の中で今年の6月ですか、TPPの参加・不参加というようなことが上げられてくるわけでございます。そういう中で食糧がないから国の方針としては外国から輸入すればいいんじゃないかという風なことになりますと今まで私共がTPPの反対という風なことを唱えて皆さんに署名を集めていただいておりますが、そのことがなご一層この原発の事故によって政府の考え方が、外国からそういう食糧等を輸入する考えになってくればこれは原発と同時に日本の食糧というものはもう外国に頼るしかないという風なことになろうかと思っております。そういう意味で農業委員の皆さんには絶対にこのTPPには反対をして、そして、確かに商工業の中には賛成の方もいるかと思っておりますけれども、私たちの立場としてはぜひ協力的に反対をしていただきたいと思います、ということが私の23年度に向かつての一つの目標にしていたら幸いかとそんな風に思っておりますので、ぜひこれからの原発の土壌汚染それから野菜その他についての汚染度、それからTPPに対する政府の考え方に注目をしてぜひTPPには反対ということでご協力をお願いしたいというのが今年の目標になるんじゃないかと思っておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。それでは3月の総会以降について私なりにまとめてありますので反省等もしていきたいとこんな風に

思います。3月10日、14日に各部会での22年度の反省をしていただきました。大変いろいろのご意見が出まして、私自身反省するところが多くありました。これにつきましては今日のその他の議題の中で皆さんにご検討をしていただくということになろうかと思えます。3月8日に辰野町の議会に農業委員長として出席しろということで、特にTPPについて上島の根橋委員より質問を受けました。その中では農業委員会としましてはTPPの参加に絶対反対だということについて表明をしてございます。これについては議会の皆さんも一応納得していただいたと私自身自負しておるわけですが、その中で協議会の中から一つだけ依頼というかこういう風なことをやったらどうだという話がありました。それから先程ちょっと言いましたように、賛成の多い商工業者との懇談会をやってみたらどうだと、商工業者の中でも反対をしている方もおるだろうというようなことで話がありましたので、これはまた4月今日現在以降にですね、そういう機会を設けて話し合いとか意見を聞いてみたいとこんな風に思っております。そんな中でもものをつくる多くの方がおそらく賛成になると思えます。輸入ということになるとその点がどういう風になるかちょっと分かりませんが、そういうことで町議会の委員よりこういう提言がございましたのでご報告しておきます。それから3月23日に第9回農業委員定期総会が長野でありまして、その中で特に事業方針という中で私が特に興味があって聞いたことは、一つには地域の農業振興と農業委員会の活動強化ということでございました。これにつきましてはいろいろ話を聞いてみますと上伊那では農業委員が一つのことに對して全員が参加をしてそのことに、目標に進んでいるというのは辰野町だけだという風に私は感じておるわけでございます。そういう中で特に、食料自給構造とか優良農地の確保というようなことの中で、耕作放棄地だとか遊休農地のことについて積極的に上伊那では辰野町が率先してそういう風なところに作物を作ったり、そしてそれを消費者の皆さんに提供して少しでも農地の有効利用、そして農地に対する考え方をPRしているのではないかとこんな風に感じております。それと同時に辰野町の広報につきましては事務局の方から2ヶ月にいつぺんないし毎月もあるようでございますが農業委員会の活動状況を広報紙に出していただいて、そういう風な活動をしておるということをぜひ長野県の農業委員会としてはそういうPRをして欲しいという風な話がありました。それで特に私が感じたのは、農業委員会が遊休農地・耕作放棄地のところをですね、率先してやってもらうにはやはり広報紙なんかを使ってぜひ住民の方にPRしていただくという風なことをして欲しいという要請がありまして私も心強くその話を聞きながらこれからの農業委員として3条・5条だけをやるんでなしにやはりそういう風な肉体労働もこの委員会の委員になった一つの目標として全員の方のご協力を得てやっていくことが農業委員会としての発展になるのかなあという風に感じてきております。ぜひ今年度もいろいろの事業等があらうかと思えますが、その時には全員の方が一つになって共に進まれますようぜひご協力をお願いしたいとこんな風に思いますのでよろしく願いいたします。

それでは3番につきまして議事録の署名人の氏名をいたします、13番の下田委員、14番の勝野委員、よろしく願いをしたいと思います。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方からお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～4番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字横川...番地のAさん所有の、大字横川字下飯沼沢...番地、地目は登記現況とも畑、面積3461㎡を、大字横川...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人は後継者がなく、一人暮らしであり病弱であるため耕作ができないので譲渡したい。また、譲受人は家族で花き専門に農業経営をされておりまだ労力に余力があること、当該農地が譲受人の自宅の前にあることから、この地を譲り受けたいというものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は49aで下限面積を超えております。また事務局で現地を見ましたところ、権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と根橋委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

それでは1番につきまして、根橋委員の方から説明をお願いします。

<8番根橋委員>

根橋でございます。3月16日に小澤委員と私と現地を確認いたしました。立会人は譲受人さんが一人でございます。地籍調査もすんでおり杭もはっきりしておりました。特に問題はないと思われまます。ご審議よろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、根橋委員の方から詳細について説明があったわけでございますが、この件について何かご異議等ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね、それでは、これにつきまして許可することにいたします。続きまして2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番お願いしたいと思います、2番も所有権の移転でございます。

大字伊那富....のAさん所有の大字伊那富字南湯舟....、登記現況とも畑、面積217㎡と大字伊那富字南湯舟....、登記現況とも畑、面積128㎡を、東京都府中市白糸台...のBさんが取得するものです。この件は、町の湯舟配水池更新工事に伴い譲受

人所有の耕作地が町に売却されるため、その代替用地として取得しようとするものです。譲受人は町外在住者ですが、町内在住の譲受人の母 Cさんと弟 Dさんが農作業に従事するという営農計画書が合わせて提出されております。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は48aで下限面積を超えております。また、権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、武井会長と上島委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

それでは2番につきまして武井の方から説明させていただきます。これにつきましては役場から153号国道を上がりまして湯舟団地へ上がっていくところでございます。湯舟団地の中腹のところに現在町の浄水場のタンクがあるわけでございます。このタンクが老朽化して、また耐震性がないということで新しくその下の辺のところへ配水池をつくりたいということで町の水道課が担当してやっているとございます。それでそのBさんのところの土地が、浄水場をつくるために道を造ると。作業道をつくるということで町がBさんの土地を買い上げる訳でございます、それでBさんのところでは農地を少なくしたくないということでこのAさんの土地を取得するという風なことでありまして、公共事業、それとここのところは割合に傾斜のあるところでございますが、Aさんのところの土地は割合に、傾斜のところではあるけれども割合に平のところであるということでBさんがどうしてもこの土地を購入してつくりたいということでここに上がってきている訳でございます。よろしくご審議をお願いいたします。それで、この件につきましては公共事業ということとそれからこの土地につきましては地籍調査がありますけれども、上島委員さんと二人で、そして町の担当と立ち会いまして、やはり作業用の道路が浄水場の横を通る、大きな道路をつくるようでございます。それで、この道の方も広くなるというようなことございまして、上島委員さんと二人で見たんですが想像以上の大工事ではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<9番山内委員>

農地としては結構高額なのだがこれは町のからみでか。

<武井会長>

Bさんの土地は道路の際、奥の方はこれだけの値段じゃないと思う、道路側の方はこういう風な値段でないこの方が売らないということでこういうような値段になったと。

<9番山内委員>

はい、結構でございます。

<武井会長>

実際には中に入ればそんなに高くないと思います、結局町が足下を見られたという形もある訳なんです、配水池がどうしてもそこにつくらなきゃいかんという、送水管が今その道路に入ってるんですよ。それでその道路に今度、水がいっぱいになってオーバーフローしたときのその配水管もつくらなきゃいけないということでこんな風になったようですけれども。よろしいですか。「はい」の声)ではこれにつきましても議決することにいたします。それでは3番お願いします。

<足助事務局次長>

続きまして3番、所有権の移転でございます。

大字平出....番地のAさん所有の大字平出....番地、地目は登記現況とも田、面積1057㎡と大字平出....番地、地目は登記現況とも田、面積1278㎡を、大字平出....番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人は体が弱くまた家族も少なく労力不足であるため譲渡したい、譲受人は当該農地の付近にも耕作地があり、労力にも余裕があるため譲り受けたいというものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は43aで下限面積を超えております。また、権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤職務代理と赤羽則子委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは10番の赤羽委員、お願いします。

<10番赤羽委員>

赤羽です、よろしく申し上げます。3月16日に三澤代理と供に現地を確認させていただきました。譲受人がしばらく耕作しておられた土地ということで場所は旧C社の事務所の裏側にあります。四隅の境もきちんとしておりまた手の行き届いた耕作をしておられて譲受人が80歳を超えるにもかかわらずこのようにして登記を手に入れて耕作を続けるという意欲にも感服しました。今の農業はこうした方達の力に負うところが多いのではないかなという感想を申し添えたいと思います。そのように確認させていただき、何ら支障がないことをご報告申し上げてご審議をお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。これはBさんが今まで小作していた、小作とはいわないうが、耕作していた土地ですね。そうすると坪当たりの値段は耕作していたということ

で多少なり安くなってるんでしょうかね。その辺は分かりませんね。はい分かりました、耕作していたものをもらうということですので、ちょっと質問しました。これにつきましては地籍調査が行われておりますから場所はきちっとなっているわけですね。何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)はい、ではこの3番につきましても可決することにいたします。それでは4番お願いします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

大字樋口....番地のAさん所有の、大字樋口字原田....番地、地目は登記現況とも田、面積1277㎡を、大字伊那富....番地のBさんが取得するものです。譲受人の保有している機械、労働力、通作距離等見て農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、また農地取得後の経営面積は36aで下限面積は超えております。また、権利取得による周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山内委員と下田委員から意見書をいただいています。

<9番山内委員>

9番山内でございます。3月9日下田委員と現地を確認いたしました。道路端で非常にいい場所でございますけれども、地主のAさん自身も農家としてやっていけないということとBさんの娘さんがどうしても農地を獲得したいとあって、話がまとまったようでございます。地籍調査もきちっとすんでおります、問題なく、今後の耕作にも問題なく非常にいい娘さんに作付けいただけると思います。以上審議お願いいたします。

<武井会長>

ありがとうございます。ただ今詳細につきまして説明があったわけでございます。一応地籍調査もすんでおりますので、それからBさんがもつといて寄与ということでございます。この件について何かございますでしょうか。

<三澤職務代理>

AさんとBさんは親戚なわけ？これは安くないか、一等地だが。

<武井会長>

このように単価がでてくると、担当も担当以外も見比べてここは安い安くないと思う。確かにここは職務代理がいうように結構いいところなんですよね。こんないいところで坪当たりこの値というのは親戚関係で売買したのかなという意味だと思えますよ。その辺はそういうことではなくて売買だからもういくらならいくらで結構ですが、その件につきましてはよろしいですね。(「はい」の声)ではこれにつきまして可決いたします。それ

では4条をお願いします。

<事務局>

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字平出....番地にお住まいのAさんが大字平出....番地、地目は田、現況は畑、面積365㎡に、一般住宅の新築をするための申請でございます。県道の拡幅工事にともない現在居住の住居が道路にかかるため、現住居を取り壊し代替地として現在の住宅の東に隣接の申請地に住居を新築するものです。既存宅地と宅地に転用する面積を合わせますと614.97㎡となり500㎡を超えますが、県道から新居までの通路が必要であること、周辺が宅地化しており分筆して農地を残しても有効利用は望めないことからやむを得ないと判断いたします。申請地は第一種層住居地域である用途地域にあたり、農地法第4条第2項第1号ロの(1)で第3種農地と指定していますので、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤職務代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では三澤代理の方から説明をお願いいたします。

<三澤職務代理>

(図面にて場所を説明)赤羽委員と一緒に見てまいりまして、ちょっと段差があつて大変なところですがならば広いところですので、何ら問題ないと思ます、よろしくご審議をお願いします。

<武井会長>

ただ今説明がありましたのですが、これも公共事業の中の一部で本人の現在すんでいる住宅にかかるということということで後ろの方へ新築をしたいということでございます。これについては、自分の土地でございますので、問題はないです。どうですか。(「異議なし」の声)はい、ではこの件につきましても可決いたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富....にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富北畑....番地、地目は登記現況とも畑、面積91㎡を、大字伊那富....にお住まいのBさんが使用貸

借し一般住宅の新築をするための申請でございます。借人の家族は妻の父である貸人ら家族と同居しておりますが、子どもも大きくなり現在の住居が手狭となったため、申請地に離れを新築したいというものです。申請地は水管等2種以上が埋設された道路に面し概ね500メートル以内に今村徳水館と上島がおん伝承館がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、松澤委員、山崎委員から意見をいただいております。

< 武井会長 >

では3番の松澤委員お願いします。

< 3番松澤委員 >

はい、松澤です。現場を見にいきました(図面により場所を説明)自分の家の前の自家用菜園のところにプレハブを建てるものです。他の農地が日陰になることもありません、ご審議よろしく願いいたします。

< 武井会長 >

はい、ありがとうございました。この件につきましていかがですかね。(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして可決いたします。では2番お願いします。

< 足助事務局次長 >

2番、賃借権の設定でございます。

中川村大草...番地のAさんが所有いたします、大字伊那富大原...番地、地目は登記現況とも畑、面積724㎡を、塩尻市宗賀...番地のBが賃貸借し駐車場を新設するための申請でございます。この件は昨年4月の総会で許可しました社会福祉施設の社員及び利用者のための駐車場として、施設隣地である申請地に新設をしたいというものです。申請地は水管等2種以上が埋設された道路に面し概ね500メートル以内に辰野南小学校と沢上公民館がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

< 武井会長 >

はい、ありがとうございました。それでは尾坂さんお願いします。

< 7番尾坂委員 >

はい、では私の方からご説明させていただきます。今日野澤委員都合で来られないものですから代わりまして私が説明させていただきます。(図面により場所を説明)今

回の申請地左側に既に昨年Bが建てた施設ができていまして、その駐車場、工事するときも駐車場として申請のあったところでございます。今回施設駐車場として借りたということです。既に前の農業委員会で全ての・・・国調につきましてもしっかり見えておりましたし、また湯澤さんというのは中川の人でありまして、駐車場として問題ないという形であります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

この件は前に駐車場でやったとこね。それで改めて今度は駐車場として借りると。いかがでしょうか。

<中村事務局長>

期限きれて工事完了したら農地にもどさなければいけないのですけれど、こういう形に。農地にもどしても1月～3月の期間では作付けもないということです。

<武井会長>

今事務局長から話のあったように、本来は農地に返すのではなくて駐車場にするということでございますので。そのへんちょっとズレがあるかと思えますけれどもいかがですかね、冬場ということで(「異議なし」の声)ではそういうことでこれにつきましては可決することにいたします。それでは一応議案1号につきましては審議終わりました。提示された議題につきましては一応全部可決されました。それでは議案第2号に入りたいと思いますので農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定についてということで事務局の方からお願いいたします。

<事務局>

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計21件、37筆、面積は合計で36,886㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明があったとおりでございます。利用権の台帳の方へこのように記載をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では次に報告事項につきましてお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、3月許可決定の5条1件につきましては、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

また、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、3件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

それから、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後にその他、嵩上げの申請ですが、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はいありがとうございました。報告事項につきまして今事務局の方から一括説明をしていただきました。何かこの件につきましてありましたらお願いしたいと思います。なければ一応報告事項まで終わったこととなりますのでお願いいたします。それでは次にうつります。その他につきまして事務局からお願いします。

その他

○農業委員会系統組織による「東北地方太平洋沖地震義援金」の募集及び長野県北部地震に対する栄村復興支援義援金の取り組みについて

<足助事務局次長>

(資料により説明)

<武井会長>

東北での大震災と栄村の震災の支援の件、両方で一人2000円をお願いをしたいということでございます。ぜひご協力をお願いしたいと思いますのでよろしく願いしたいと思います。今日会議後募金をお願いいたします。

○「農地転用許可基準の運用について」の改正について

<足助事務局次長>

(資料により説明)

<武井会長>

事務局ではチェックしているということですので委員の皆さんは話をお聞きになった
らこういう風なことがありますよということを指導していただきますようお願いいたします。

○次回委員会開催日 5月6日(金) 午後1時30分 役場第6会議室

(味噌づくり・ひまわりについての話し合いあり)

<会長職務代理>

長時間大変ご苦勞様でした。終わりましたら募金をお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証す
るため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印